

録音・録画製品輸入の管理弁法  
(改訂意見募集稿)

2011年2月24日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 録音・録画製品輸入の管理弁法 (改訂意見募集稿)

## 第一章 総 則

**第一条** 録音・録画製品の輸入に対する管理を強化し、国際的文化交流と協力を促進し、人民大衆の文化生活を豊かにするため、「録音・録画製品管理条例」及び国家の関連規定に基き、本弁法を制定する。

**第二条** 本弁法で称する録音・録画製品とは、録音・録画コンテンツを記録した録音テープ、ビデオテープ、レコーディングディスク、コンパクトディスク、ビデオコンパクトディスク、ハードディスク及びチップ等新聞出版総署が認定した媒体形態を指す。

**第三条** 外国から録音・録画製品完成品並びに出版及び他の用途に用いる録音・録画製品を輸入する場合、本弁法を適用する。

前項で称する出版とは、情報ネットワークを利用する出版をも含む。

**第四条** 新聞出版総署は全国範囲の録音・録画製品輸入の監督管理と内容審査等に責任を負う。

県級以上地方人民政府の出版行政部門は本弁法に従い本行政地域内の輸入録音・録画製品の監督管理に責任を負う。

各級税関は各自の職責範囲内で録音・録画製品輸入の監督管理に責任を負う。

**第五条** 録音・録画製品輸入の経営活動は憲法及び関連法律・法規を遵守し、人民に奉仕する、社会主義に奉仕するという方向を堅持し、経済の発展及び社会の進歩に有益な思想、道徳、科学技術と文化・知識を伝達しなければならない。

**第六条** 国家は以下の内容を記録した録音・録画製品の輸入を禁止する。

- (一) 憲法によって定められた基本原則に反するもの
- (二) 国家の統一、主権及び領土の保全に危害を加えるもの
- (三) 国家機密を漏洩し、国家安全を危害する又は国家の荣誉と利益を毀損するもの
- (四) 民族間の怨恨や民族差別を扇動し、民族間団結を破壊する又は民族的風習を害するもの
- (五) 邪教と封建迷信を宣伝するもの
- (六) 社会秩序を攪乱し、社会の安定を破壊するもの
- (七) 猥褻、賭博、暴力を宣伝し又は犯罪を教唆するもの
- (八) 他人を侮辱又は中傷し、他人の合法的権利を侵害するもの
- (九) 社会良俗又は民族の優秀な文化伝統に危害を加えるもの
- (十) 法律や行政法規及び国の規定で禁止したその他の内容を含めたもの

**第七条** 国家は録音・録画製品完成品輸入機構の設立に対して許可制度を実施する。

## 第二章 輸入機構

**第八条** 録音・録画製品完成品の輸入業務は新聞出版総署が許可した録音・録画製品完成品輸入機構でしか経営できない。許可を得なければ、如何なる機構又は個人も録音・録画製品完成品の輸入業務に従事してはならない。

**第九条** 録音・録画製品完成品輸入の経営機構を設立するには、以下の条件を備えなければならない。

- (一) 録音・録画製品輸入経営機構の名称と定款があること
- (二) 新聞出版総署の認定条件を満足する支配機構及び主管機構があること
- (三) 確定した業務範囲があること
- (四) 輸入録音・録画製品の内容を初歩的に審査する能力があること
- (五) 録音・録画製品輸入業務に適応する資金があること
- (六) 固定の経営場所があること
- (七) 法律、行政法規及び国家规定に定めたその他の条件

**第十条** 録音・録画製品完成品輸入の経営機構を設立するには、新聞出版総署に申請をしなければならない。審査を経て許可され、また新聞出版総署が発行する録音・録画製品輸入経営許可証を取得した後、許可証を持参して工商行政管理部门へ行って法に従って営業許可証を取得する。

録音・録画製品輸入の経営機構を設立するには、また対外貿易関連の法律、行政法規の規定に従い関連手続を行うものとする。

**第十一条** 図書館、録音・録画資料館、科学研究機構、学校等の機構が研究、教学の参考に用いる録音・録画製品完成品を輸入する場合、新聞出版総署が許可した録音・録画製品完成品輸入の経営機構に輸入の審査・許可手続を委託するものとする。

**第十二条** 録音・録画出版機構は許可された出版業務範囲内で輸入録音・録画製品の出版業務に従事することができる。

### 第三章 輸入審査

**第十三条** 輸入録音・録画製品は新聞出版総署に報告して内容の審査を受けなければならない。

**第十四条** 新聞出版総署は録音・録画製品内容審査委員会を設け、輸入録音・録画製品の内容審査を担当する。委員会の下に事務室を設け、輸入録音・録画製品の内容審査に関する日常事務を担当する。

**第十五条** 録音・録画製品完成品を輸入する場合、録音・録画製品完成品輸入経営機構から新聞出版総署に申請し、また以下の書類と資料を提出するものとする。

- (一) 輸入録音又は録画製品の審査申請書
- (二) 輸入に関する契約書案又は注文書
- (三) コンテンツサンプル、中国語と外国語による歌詞
- (四) 内容審査に必要なその他の資料

**第十六条** 出版に用いる録音・録画製品を輸入する場合、新聞出版総署に申請し、

また以下の書類と資料を提出するものとする。

- (一) 輸入録音又は録画製品の審査申請書
- (二) 中国語と外国語による著作権貿易契約書案、原始著作権証明書（オリジナル著作権証明証）、著作権授権証書と国家著作権局の登記文書
- (三) コンテンツサンプル
- (四) 中国語と外国語による曲名リスト、歌詞又はセリフ
- (五) 内容審査に必要なその他の資料

**第十七条** 展覧、展示に用いる録音・録画製品を輸入する場合、展覧、展示会の主催者から申請し、また録音・録画製品のリスト及びサンプルを新聞出版総署に提出し内容の審査を受けるものとする。税関は臨時的な輸入貨物として管理する。

**第十八条** 輸入機構は内容審査のために新聞出版総署に提出するサンプルの元の名称と内容を無断で変更してはならない。

**第十九条** 新聞出版総署は録音・録画製品輸入申請を受理した日から30日以内に許可するかしないかの決定を出す。許可する場合、録音・録画製品輸入許可書を渡す。許可しない場合、その理由を説明しなければならない。

#### 第四章 輸入管理

**第二十条** 審査と許可を受けずに輸入された録音・録画製品について、如何なる機構と個人も出版、複製、卸売り、小売、レンタル並びに営利を目的とする映写をしてはならない。

**第二十一条** 如何なる機構と個人も研究、教学の参考用又は展覧、展示用の輸入録音・録画製品を営利目的で複製、卸売り、小売、レンタル、また映写してはならない。

展覧、展示用の輸入録音・録画製品は確かに国内で販売、贈与する必要がある場合、販売、贈与する前に、本弁法に従って完成品輸入として改めて許可手続を行わなければならない。

**第二十二条** 輸入機構が外国輸出先と締結した録音・録画製品の輸入協議書又は契約書は中国法令の規定に適合しなければならない。

**第二十三条** 輸入録音・録画製品を出版する場合、新聞出版総署の許可文書の要求に適合しなければならず、コンテンツの名称を変更したり、コンテンツ内容を追加又は削除したりしてはならず、許可された中国語のコンテンツ名称を使用するものとする。外国語によるコンテンツは録音・録画製品及びその表紙包装に中国語と外国語の名称を表示するものとする。輸入録音・録画製品を出版するとき、録音・録画製品及びその包装の目立つ場所に国家出版局の登記文書番号と新聞出版総署の輸入許可文書番号を表示するものとする。インターネットを利用して輸入録音・録画製品を出版する場合、関連コンテンツのページに以上の情報を表示するものとする。

**第二十四条** 輸入と出版を許可された録音・録画製品の著作権授権期間内に、録音・

録画製品の輸入経営機構は当該録音・録画製品の完成品を輸入してはならない。

**第二十五条** 輸入録音・録画製品を出版する際に使う言語と文字は国が公布した言語と文字の規範に適合しなければならない。

**第二十六条** 輸入機構は新聞出版総署の輸入録音・録画製品許可書を持参し税関で録音・録画製品の輸入手続を行う。

輸入録音・録画製品許可書は一回だけの税関申告に有効であり、累計して使用してはならない。中でも、録音・録画製品完成品の場合、許可書は当年度内に有効であり、録音・録画製品の版權輸入の場合、許可書の有効期限は1年とする。

**第二十七条** 個人が非営利目的に用いる録音・録画製品を持参又は郵送することで国境を出入りする場合、税関の関連管理規定を適用する。

**第二十八条** 機器・設備につれて同時に輸入される及び輸入後機器・設備につれてまた輸出されるオペレーターシステム、設備取扱書、専用ソフトウェア等の内容を記録した録音・録画製品は本弁法を適用しない。税関は輸入機構が提出した契約書、領収書等有効の書類に基づいて審査し、通関させる。

## 第五章 罰則

**第二十九条** 許可を得ることなく無断で録音・録画製品完成品輸入の経営活動に従事した場合、「録音・録画製品管理条例」第三十九条の関連規定に従って処罰する。

**第三十条** 以下のいずれかの行為がある場合、県級以上の出版行政主管部門は違法行為の停止を命じ、警告を与え、違法録音・録画製品と違法所得を没収する。違法経営金額が1万元以上の場合、違法経営金額の5倍以上ないし10倍以下の罰金を併科し、違法経営金額が1万元未満の場合、1万元以上ないし5万元以下の罰金を併科する。情状が重大な場合、更に休業是正を命じるか、又は元の許可証発行機関が許可証を取り上げるものとする。

(一) 新聞出版総署の許可を得ずに無断で輸入した録音・録画製品を出版した

(二) 新聞出版総署の許可を得ずに輸入した録音・録画製品を卸売り、小売、レンタル又は映写した

(三) 研究、教学参考用又は展覧、展示用の輸入録音・録画製品を卸売り、小売、レンタル、映写した

**第三十一条** 本弁法に違反して、輸入録音・録画製品を出版するときに本弁法に定めた内容を表示しなかった場合、省級以上の出版行政主管部門は是正を命じ、警告を与える。情状が重大な場合、更に休業是正を命じるか、又は元の許可証発行機関が許可証を取り上げるものとする。

**第三十二条** 本弁法に違反し、以下のいずれかの行為がある場合、省級以上の出版行政主管部門は是正を命じ、警告を与え、また3万元以下の罰金を併科することができる。

(一) 輸入録音・録画製品の出版に使った言語と文字は国が公布した言語と文字の

規範に適っていない

(二) 輸入録音・録画製品を出版する際に、本弁法に違反して無断でコンテンツの名称を変更し、コンテンツの内容を追加、削除した

無断で審査を経て輸入を許可された録音・録画製品の内容を追加、削除し、本弁法第六条に定めた禁止内容を含むものにした場合、「録音・録画製品管理条例」の関連条項に従って処罰する。

**第三十三条** 税関法及び関連管理規定に違反する場合、税関が法に従って処理する。

#### 第六章 附 則

**第三十四条** 中国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区から録音・録画製品を輸入する場合、本弁法を参照して処理する。

電子出版物の輸入は本弁法を参照して処理する。

**第三十五条** 本弁法の解釈に新聞出版総署が責任を負う。税関業務に関する場合、税関総署がその解釈に責任を負う。

**第三十六条** 本弁法は 年 月 日より施行する。2002年6月1日に文化部、税関総署が公布した「録音・録画製品輸入の管理弁法」は同時に廃止する。